

第13号様式（第13条関係）

三鷹市告示第417号

地方税法第20条の2及び三鷹市市税条例第11条の規定により、下記書類が送達不能のため、次のとおり公示する。

なお、この書類は、地方税法第20条の2第2項の規定により市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月5日

三鷹市長 河村 孝 印

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名（名称）
別紙の通り
- 2 送達する書類及び通数
令和8年6月8日付け 8三市納第153号による。
- 3 送達不能の理由
居所不明
- 4 注 意
地方税法第20条の2第3項の規定により公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。